

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
15	滋賀県私立高等学校等奨学のための給付金の支給に関する事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

滋賀県教育委員会は、奨学のための給付金の支給に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項	
------	--

評価実施機関名

滋賀県知事

公表日

令和7年2月28日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	滋賀県私立高等学校等奨学のための給付金の支給に関する事務
②事務の概要	滋賀県私立高等学校等奨学のための給付金実施要綱に基づき、低所得世帯の高校生等の保護者等に対して、授業料以外の教育に必要な経費の負担軽減に資することを目的として、奨学のための給付金（以下「給付金」という。）を支給する。 申請者が給付金を受給するためには、親権者を含む保護者（以下「保護者等」という。）の所得が一定基準以下であること等が要件となっているため、保護者等の税額情報等の必要情報を情報提供ネットワークシステムを通じて照会し、受給資格の認定の申請に係る審査を行う。
③システムの名称	高等学校等就学支援金事務処理システム（以下、「e-shien」という。）、統合宛名システム、中間サーバー、住民基本台帳ネットワークシステム
2. 特定個人情報ファイル名	
奨学のための給付金審査関係ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	・番号法第9条第1項、準法定事務主務省令の表 第8項、第9項 ・番号法第9条第2項 ・滋賀県行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用等に関する条例（平成27年12月25日滋賀県条例第61号）第2条別表第1 知事の項（3）
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	＜選択肢＞ 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定 [実施する]
②法令上の根拠	・番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表 169の項、170の項 ・番号法第19条第9号 ・番号法第19条第9号に基づく特定個人情報の提供に関する規則第2条 ・滋賀県行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用等に関する条例（平成27年12月25日滋賀県条例第61号）第2条別表第1 知事の項（3）
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	滋賀県子ども若者部子ども若者政策・私学振興課
②所属長の役職名	子ども若者政策・私学振興課長
6. 他の評価実施機関	

7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	総合企画部県民活動生活課県民情報室 所在地 〒520－8577 滋賀県大津市京町四丁目1番1号 電話番号 077－528－3121 子ども若者部子ども若者政策・私学振興課 所在地 〒520－8577 滋賀県大津市京町四丁目1番1号 電話番号 077－528－3271
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	子ども若者部子ども若者政策・私学振興課 所在地 〒520－8577 滋賀県大津市京町四丁目1番1号 電話番号 077－528－3271
9. 規則第9条第2項の適用 []適用した	
適用した理由	

Ⅱ しきい値判断項目

1. 対象人数	
評価対象の事務の対象人数は何人が	[1,000人以上1万人未満] ＜選択肢＞ 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和7年1月31日 時点
2. 取扱者数	
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満] ＜選択肢＞ 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和7年1月31日 時点
3. 重大事故	
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし] ＜選択肢＞ 1) 発生あり 2) 発生なし

Ⅲ しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 [☐]委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) [☐]提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 [☐]接続しない(入手) [☐]接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 人手を介在させる作業 [] 人手を介在させる作業はない		
人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
	判断の根拠	マイナンバー取得の際は、住基ネット照会により取得するのではなく、申請者からマイナンバーの提供を受け、その上で記載されたマイナンバーの真正性を確認している。 また、マイナンバーが記載されている書類を郵送する際には、簡易書留による送付を徹底するとともに、特定個人情報は鍵付きのキャビネットで保管し、管理台帳によって記録を残している。 なお、マイナンバーをシステムに転記する際には、複数人による確認を行っている。 これらの対策を講じていることから、人為的ミスが発生するリスクへの対策は「十分である」と考えられる。
9. 監査		
実施の有無	[○] 自己点検 [] 内部監査 [] 外部監査	
10. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
11. 最も優先度が高いと考えられる対策 [] 全項目評価又は重点項目評価を実施する		
最も優先度が高いと考えられる対策	[3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策]	<選択肢> 1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策 2) 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策 5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) 6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策 7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 9) 従業者に対する教育・啓発
当該対策は十分か【再掲】	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
	判断の根拠	特定個人情報を扱うことができる端末は、ICカードとパスワードによって認証される「基幹層端末」に限られている。 また、特定個人情報を扱う部署に限って「基幹層端末」は整備されており、ネットワークも通常の行政系とは分離されている。 さらに、マイナンバーが登録されている統合宛名システムについても、アクセス権は担当職員にのみ別途付与されており、事前に承認されている業務についてのみ利用することができる。 これらの対策を講じていることから、権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は「十分である」と考えられる。

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成31年3月29日	I 関連情報 3.個人番号の利用および4.情報ネットワークシステムによる情報連携 法令上の根拠	・滋賀県行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用等に関する条例の一部を改正する条例案 別表第1 知事の項第3号	・滋賀県行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用等に関する条例(平成27年12月25日滋賀県条例第61号)第2条別表第1 知事の項(3)	事後	条例の制定による
平成31年3月29日	IV リスク対策 1.提出する個人情報保護評価書の種類	—	基礎項目評価書	事後	様式の変更による
平成31年3月29日	IV リスク対策 2.特定個人情報の入手(情報提供ネットワークを通じた入手を除く。)目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	—	十分である	事後	様式の変更による
平成31年3月29日	IV リスク対策 3.特定個人情報の使用 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	—	十分である	事後	様式の変更による
平成31年3月29日	IV リスク対策 3.特定個人情報の使用 権限の無い者(元職員、アクセス権限の無い職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	—	十分である	事後	様式の変更による
平成31年3月29日	IV リスク対策 4.特定個人情報ファイルの取扱いの委託	—	[○]委託しない	事後	様式の変更による
平成31年3月29日	IV リスク対策 5.特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークを通じた提供を除く。)	—	[○]提供・移転しない	事後	様式の変更による
平成31年3月29日	IV リスク対策 6.情報提供ネットワークシステムとの接続 目的外の入手が行われるリスク対策は十分か	—	[]接続しない(入手) [○]接続しない(提供) 十分である	事後	様式の変更による
平成31年3月29日	IV リスク対策 7.特定個人情報の保管・消去 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対応は十分か	—	十分である	事後	様式の変更による
平成31年3月29日	IV リスク対策 8.監査 実施の有無	—	[○] 自己点検 [] 内部監査 [] 外部監査	事後	様式の変更による
平成31年3月29日	IV リスク対策 9.従業者に対する教育・啓発	—	十分に行っている	事後	様式の変更による
平成31年4月1日	I 関連情報 5.評価実施期間における担当部署 ①部署	滋賀県総務部私学・大学振興課	滋賀県総務部私学・県立大学振興課	事後	組織名の変更
平成31年4月1日	I 関連情報 5.評価実施期間における担当部署 ②所属長の役職名	課長 前田 久永	私学・県立大学振興課長	事後	組織名の変更および様式の変更
平成31年4月1日	I 関連情報 7.特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求 請求先	県民生活部県民活動生活課県民情報室 所在地 〒520-8577 滋賀県大津市京町四丁目1番1号 電話番号 077-528-3121 総務部私学・大学振興課 所在地 〒520-8577 滋賀県大津市京町四丁目1番1号 電話番号 077-528-3271	総合企画部県民活動生活課県民情報室 所在地 〒520-8577 滋賀県大津市京町四丁目1番1号 電話番号 077-528-3121 総務部私学・県立大学振興課 所在地 〒520-8577 滋賀県大津市京町四丁目1番1号 電話番号 077-528-3271	事後	組織名の変更
平成31年4月1日	I 関連情報 8.特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ 連絡先	総務部私学・大学振興課 所在地 〒520-8577 滋賀県大津市京町四丁目1番1号 電話番号 077-528-3271	総務部私学・県立大学振興課 所在地 〒520-8577 滋賀県大津市京町四丁目1番1号 電話番号 077-528-3271	事後	組織名の変更
令和3年9月9日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携②法令上の根拠	・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号)第19条第8号 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第19条第8号に基づく特定個人情報の提供に関する規則(平成28年個人情報保護委員会規則第5号)第2条 ・滋賀県行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用等に関する条例(平成27年12月25日滋賀県条例第61号)第2条別表第1 知事の項(3)	・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号)第19条第9号 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第19条第9号に基づく特定個人情報の提供に関する規則(平成28年個人情報保護委員会規則第5号)第2条 ・滋賀県行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用等に関する条例(平成27年12月25日滋賀県条例第61号)第2条別表第1 知事の項(3)	事後	法律の改正による
令和5年9月6日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う業務 ③システムの名称	高等学校等就学支援金事務処理システム、統合宛名管理システム、中間サーバー	高等学校等就学支援金事務処理システム、統合宛名管理システム、中間サーバー、住民基本台帳ネットワークシステム	事後	実態に即した変更
令和5年9月6日	II しきい値の判断項目 1.対象人数 2.取扱者数「いつ時点の計数か」	平成31年3月1日 時点	令和5年3月1日 時点	事後	評価の再実施による

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和6年4月1日	I 関連情報 5.評価実施期間における担当部署 ①部署	滋賀県総務部私学・県立大学振興課	滋賀県子ども若者部子ども若者政策・私学振興課	事後	組織名の変更
令和6年4月1日	I 関連情報 5.評価実施期間における担当部署 ②所属長の役職名	私学・県立大学振興課長	子ども若者政策・私学振興課長	事後	組織名の変更
令和6年4月1日	I 関連情報 7.特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求 請求先	総合企画部県民活動生活課県民情報室 所在地 〒520-8577 滋賀県大津市京町四丁目1番1号 電話番号 077-528-3121 総務部私学・県立大学振興課 所在地 〒520-8577 滋賀県大津市京町四丁目1番1号 電話番号 077-528-3271	総合企画部県民活動生活課県民情報室 所在地 〒520-8577 滋賀県大津市京町四丁目1番1号 電話番号 077-528-3121 子ども若者部子ども若者政策・私学振興課 所在地 〒520-8577 滋賀県大津市京町四丁目1番1号 電話番号 077-528-3271	事後	組織名の変更
令和6年4月1日	I 関連情報 8.特定個人情報保護ファイルの取扱いに関する問合せ	総務部私学・県立大学振興課 所在地 〒520-8577 滋賀県大津市京町四丁目1番1号 電話番号 077-528-3271	子ども若者部子ども若者政策・私学振興課 所在地 〒520-8577 滋賀県大津市京町四丁目1番1号 電話番号 077-528-3271	事後	組織名の変更
令和7年2月28日	I-1-③	高等学校等就学支援金事務処理システム、統合宛名管理システム、中間サーバー、住民基本台帳ネットワークシステム	高等学校等就学支援金事務処理システム(以下、Fe-shien)という。)、統合宛名システム、中間サーバー、住民基本台帳ネットワークシステム	事後	記載事項の見直しに伴う修正
令和7年2月28日	I-3 個人番号の利用	・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号)第9条第2項 ・滋賀県行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用等に関する条例(平成27年12月25日滋賀県条例第61号)第2条別表第1 知事の項(3)	・番号法第9条第1項、準法定事務主務省令の表 第8項、第9項 ・番号法第9条第2項 ・滋賀県行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用等に関する条例(平成27年12月25日滋賀県条例第61号)第2条別表第1 知事の項(3)	事後	法改正および記載事項の見直しに伴う修正
令和7年2月28日	I 関連情報 4.情報ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号)第19条第9号 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第19条第9号に基づく特定個人情報の提供に関する規則(平成28年個人情報保護委員会規則第5号)第2条 ・滋賀県行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用等に関する条例(平成27年12月25日滋賀県条例第61号)第3条別表第1 知事の項(3)	・番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表 169の項、170の項 ・番号法第19条第9号 ・番号法第19条第9号に基づく特定個人情報の提供に関する規則第2条 ・滋賀県行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用等に関する条例(平成27年12月25日滋賀県条例第61号)第2条別表第1 知事の項(3)	事後	法改正および記載事項の見直しに伴う修正
令和7年2月28日	II しいき値判断項目 1. 対象人員の時点 2. 取扱者数の時点	令和5年3月1日時点	令和7年1月31日時点	事後	再評価に伴うしいき値判断結果の反映
令和7年2月28日	IV-8 入手を介在させる作業	—	十分である	事後	様式の変更による
令和7年2月28日	IV-8 入手を介在させる作業 判断の根拠	—	マイナンバー取得の際は、住基ネット照会により取得するのではなく、申請者からマイナンバーの提供を受け、その上で記載されたマイナンバーの真正性を確認している。 また、マイナンバーが記載されている書類を郵送する際には、簡易書留による送付を徹底するとともに、特定個人情報は鍵付きのキャビネットで保管し、管理台帳によって記録を残している。 なお、マイナンバーをシステムに転記する際には、複数人による確認を行っている。 これらの対策を講じていることから、人為的ミスが発生するリスクへの対策は「十分である」と考えられる。	事後	様式の変更による
令和7年2月28日	IV-11 最も優先度が高いと考えられる対策	—	3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策	事後	様式の変更による
令和7年2月28日	IV-11 最も優先度が高いと考えられる対策 判断の根拠	—	特定個人情報を扱うことができる端末は、ICカードとパスワードによって認証される「基幹層端末」に限られている。 また、特定個人情報を扱う部署に限って「基幹層端末」は整備されており、ネットワークも通常の行政系とは分離されている。 さらに、マイナンバーが登録されている統合宛名システムについても、アクセス権は担当職員にのみ別途付与されており、事前に承認されている業務についてのみ利用することができる。 これらの対策を講じていることから、権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は「十分である」と考えられる。	事後	様式の変更による